

別海町 農業者年金協議会だより

第1号

平成28年(2016年)3月発行

発行：別海町農業者年金協議会
事務局：〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
(別海町農業委員会事務局内)
TEL 75-2111 (内線1811・1812)

「別海町農業者年金協議会だより」の第1号を発行いたします。

農業者年金協議会の活動や農業者年金についての情報をお知らせいたします。

農業者年金受給準備セミナーを開催しました

59～64歳の農業者年金受給予定の方（経営移譲年金該当）を対象とした「受給準備セミナー」を開催しました。（平成27年11月17日開催：別海町役場）

このセミナーでは、これからの農業者年金受給に備えるべき知識と具体的な方法について、北海道農業会議主幹 幡野千春さんに分かりやすい説明をいただきました。参加者の皆さまからは「いいお話を聞いた、毎年開催して欲しい」「この年金に加入していて本当によかった」等のお声をいただきました。

今後も毎年または隔年での開催を予定しておりますので、対象の方は是非ご参加ください。なお、開催時には、対象の方にご案内を送付いたします。

ご質問にお答えします

- Q** 農業者年金を脱退した場合、それまで納めていた保険料はどうなるのでしょうか？
- A** 将来年金として受け取ります。（60歳から受取可能）。脱退一時金は、ありません。
- Q** 加入者（被保険者）が死亡した場合、それまで納めていた保険料はどうなるのでしょうか？
- A** 死亡一時金として、遺族が請求により受給できます。
- Q** 保険料の一部を国が補助してくれる制度があると聞いたのですが…？
- A** 保険料2万円（固定）のうち最高1万円の補助があります。（政策支援加入）
加入できるのは39歳までの方で、他にも加入の要件があります。（P 4 参照）
- Q** 農業者年金の加入や脱退、受給（年金請求）等の窓口は？
- A** お近くのJAです。



農業者年金に加入している（被保険者）皆さまへ

厚生年金等に加入した場合…

- 農業者年金との重複加入はできませんので、JAに届出をしてください。

また、国民年金基金、みどり年金との重複加入もできませんので、注意してください。

農業者年金を受給している皆さまへ

●●● すべての受給者の方へ ●●●

◎「現況届」は毎年必ず提出しましょう

- 5月末日までに「現況届」が各自宅へ郵送されてきますので、氏名等を記入し（代筆可）、6月30日までに農業委員会（役場支所・連絡事務所も可）へ提出してください。
- 「現況届」の提出がなければ、受給者の生存を農業者年金基金が確認できないため、年金の支払いが差し止められますので、注意してください。また「現況届」は、生存確認と共に経営移譲の確認でもあります。

●●● 経営移譲年金を受給している方へ ●●●

後継者へ経営移譲された方へ

農業に関する諸名義を変更していますか？

- 次の諸名義等を経営移譲した後継者に変更してください。
 - 農業所得の申告名義（納税は後継者名義で）
 - J Aの組合員名義（後継者は正組合員に）
 - 認定農業者（＊連名認定の場合も後継者に変更のこと）
 - ＊変更していない場合、経営移譲が終了していないものと見なされる可能性がありますので、注意してください。
- すでに変更してあった諸名義でも、受給者本人の名義に戻らないように注意してください。



農地の移動話があれば、農業委員会またはJ Aで確認を

- 後継者に貸してある農地の一部がさまざまな理由で移動したり転用されたりする場合、農業委員会またはJ Aに事前に相談してください。
- 移動または転用等の理由や内容によっては年金額が減額される場合がありますので、注意してください。
- 現況証明による現況の変更は、原則できません。支給停止になります。

後継者が離農したら…

- 後継者が農業を継続できなくなった場合、受給者本人が農業を再開すると経営移譲年金（旧制度）・特例付加年金（新制度）は支給停止となりますので、農業委員会またはJ Aに相談してください。

後継者または第三者へ経営移譲された方へ

- 年金受給後の長い年月においては「経営移譲した相手を変更したい」（後継者から第三者へなど）、「第三者へ貸していた農地が戻ってきた」、「後継者や第三者が死亡した」など、色々な事情が生じます。そうした場合には、農業委員会またはJ Aに相談してください。

経営移譲年金とは…

経営の若返り及び経営規模の拡大という、農業構造政策の推進を目的としており、年金支給の要件や給付内容等はこのねらいに合うように法律で定められております。

農業者年金の魅力と必要性(ありがたさ)について ～喜ばれ、役立つ年金

一人一年金が、老後には何よりも大切。特に女性には不可欠！

国民年金だけでは不安です

国民年金の受給額は、40年加入で、1人月額6万5,541円です。
国民年金にプラスして**農業者年金**に加入しておけば安心です！

年金は、生涯定期的に入って来ます。
国民年金＋農業者年金で、施設の入所
費が払えます！

旅行費用や趣味・娯楽費用にも！

健康寿命75歳⇒病気がち⇒長生きリスク⇒自立⇒
小遣必要
貯金は使えば無くなります。年金は、一生入って
きて安心！

☆農業者年金は、こんなに安心・有利！

・税制優遇（租税効果） ・終身保障（有難い！）
・高齢化社会に相応しいのは自助努力の積立年金

◎国が農業者のために作った「公的年金」です。

主な特徴（メリット）は…↓

●自分の老後のために、自分で積み立てる自分年金

将来の自分への積立なので、自分が掛けたものは必ず**年金として返ってくる**。～100%自分の財産になります。

更にプロによる運用で**貯金より多くの運用益**を見込める。

積立方式年金⇒現状、公的年金としては農業者年金のみ

参考：国民年金・厚生年金：受給額は政府の裁量
↳ 受給額を現役加入者の保険料で賄う年金制度

積立額＋運用益⇒年金 * H26運用利回り8.78%
手数料・コストなし！運用益も非課税なので年金
原資が多くなる！

●支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象

貯金では受けられない社会保険料控除で**節税もできる**。～有利にお金を増やすことができます。

●年金は、死亡するまで受給できる！～生涯受け取れるので、老後生活にずっと一定の所得が確保されます。

●保険料は2万円から6万7千円の範囲で自由に選択でき、変更も可能。脱退も再加入も自由にできる。

経営状況に応じ、いつでも**保険料増減可能**。～老後の生活設計を立てやすい。

■将来の年金額（試算）（保険料月額2万円 運用利回り2%）で試算しております。

加入 年齢	納付 期間	保険料 納付総額	女 性		男 性	
			年金額(年額)	年金受給総額	年金額(年額)	年金受給総額
20歳	40年	960万円	60万円	1,621万3千円	70万8千円	1,522万6千円
30歳	30年	720万円	41万1千円	1,108万6千円	48万4千円	1,041万円
40歳	20年	480万円	25万円	675万2千円	29万5千円	634万2千円
50歳	10年	240万円	11万4千円	309万1千円	13万5千円	290万4千円
55歳	5年	120万円	5万4千円	148万2千円	6万4千円	139万1千円

*年金額は65歳における1年間の受取額です。(60歳からの受取りも可能です。)

*年金受給総額は平均余命を考慮し、女性は92歳まで、男性は86.5歳まで生存した場合の生涯受取総額です。

*年金受取額は運用結果等により変動しますので試算は一つの目安としてください。(現在の平均運用利回りは3.0%)

*80歳前に死亡した場合は、死亡一時金を遺族が受け取ります。

*受給年金も公的年金等控除の対象です。



～39歳までの皆さまへ

農業者年金は、**保険料の補助制度**があります！（政策支援加入）
お得な制度を是非活用してください!!



政策支援

国民年金第1号被保険者であり、年間60日以上農業従事で、

- ① **39歳までに加入**
- ② 農業所得が900万円以下(専従者の方は専従者給与の所得)
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば国庫補助を受けられます。

●保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件		国が補助する額	自己負担する保険料の額
1	認定農業者で青色申告者（経営主）	35歳未満	10,000円	10,000円
		35歳以上	6,000円	14,000円
2	認定就農者で青色申告者（経営主）	35歳未満	10,000円	10,000円
		35歳以上	6,000円	14,000円
3	区分1や2の人と家族経営協定を締結して経営に参画している 配偶者 や 後継者	35歳未満	10,000円	10,000円
		35歳以上	6,000円	14,000円
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人(経営主)	35歳未満	6,000円	14,000円
		35歳以上	4,000円	16,000円
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に、区分1の人になることを約束した人(後継者)	35歳未満	6,000円	14,000円
		35歳以上	—	—

●保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は**2万円で固定**され、**加入者は国庫補助額を差し引いた金額を負担**します。

●国庫補助を受けられる期間は、**最長20年間**です。（*35歳以上で加入した場合は最長で10年間。）

★早い時期に加入すれば、長く補助を受けることができます！たくさん補助して貰いましょう！

●国庫補助を受けられる期間が終了した場合、**通常の保険料（月額2万～6万7千円の間で千円単位で選べ変更も自由。）**になります。

●国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。

女性の皆さまへ

あなた自身の年金を!!

男性より長い女性の老後～自立した老後を迎えるために～

男性に比べ平均余命が5年長い女性は、自分自身が受け取る年金を準備しておくことが必要です。



国民年金のほかに**自分の農業者年金があれば**老後も心強いのは間違いありません。

また、年金をもらうときは各個人の口座に入り、確実に自分のもの（**自分名義**）になります。

◎各JA問合せ先

JA道東あさひ本所 営農部／JA道東あさひ西春別支所 営農課／JA道東あさひ上春別支所 営農課／JA中春別 営農振興課／JA計根別 金融課